

解体工事の発注に当たっての留意事項

1. 入札参加資格について

- (1) 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事の入札に参加することができる者は、解体工事の格付を受けている者のうち、土木工事業の建設業許可を受けている者（当該許可に係る経営事項審査を受けている者に限る。）とする。
- (2) 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、解体工事の格付を受けている者のうち、建築工事業の建設業許可を受けている者（当該許可に係る経営事項審査を受けている者に限る。）とする。
- (3) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、解体工事の格付を受けている者のうち、解体工事業の建設業許可を受けている者（当該許可に係る経営事項審査を受けている者に限る。）とする。
- (4) 特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要がある場合は、必要に応じて、当該工事と同種の工事の施工実績を入札参加資格要件として求めるものとする。

2. 配置予定技術者について

- (1) 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を解体する工事
当該工事の種類（土木工事業又は建築工事業）に対応する技術者とする。
- (2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事
次の表のとおりとする。

請負対応額	配置予定技術者	工事での役割
4,500万円未満	解体工事業に対応する資格を有する者	専任を要しない主任技術者
4,500万円以上 8,000万円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者
8,000万円以上	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）	専任を要する監理技術者

注）請負対応額にかかわらず、解体工事施工技士以外の有資格者であって、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。

3. 解体工事施工技士の配置について

総合的な企画、指導、調整の要否にかかわらず、解体工事施工技士（入札参加者と3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）の配置を求めることとする。

また、当該工事の規模や難易度等を考慮し、必要があると認める場合は当該解体工事施工技士について専任配置を求めることとする。

なお、配置予定技術者が解体工事施工技士の場合は同一の技術者が当該業務を行うこととするが、受注者において配置予定技術者と当該解体工事施工技士を別に配置することを妨げるものではない。

附則（平成31年4月5日建政－46）

- 1 この通知は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、平成31年5月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。
- 3 県発注解体工事の取扱いの変更について（平成29年3月30日建政－1786）は、平成31年4月30日をもって廃止する。

附則（令和3年2月24日建政－1261 一部改正）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用することとし、同日前に契約を締結する建設工事については、なお従前の例による。

附則（令和4年12月14日建政－1641 一部改正）

- 1 この通知は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和5年1月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附則（令和7年1月28日建政－1721 一部改正）

- 1 この通知は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

(参考)

解体工事の種類と入札参加可能業者

工事区分	土木工作物		建築物	
	総合的な企画、指導、調整の要否		総合的な企画、指導、調整の要否	
	必要	不要	不要	必要
許可区分	土木工事業	解体工事業		建築工事業
必要な 入札参加資格	解体格付 A 級 + 土木工事業（経審受審）	解体格付 A 級 + 解体工事業（経審受審）		解体格付 A 級 + 建築工事業（経審受審）

注 特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要がある場合は、必要に応じて、当該工事と同種の工事の施工実績を入札参加資格要件として求めるものとする。